

公 示 日：2026 年 10 月 28 日（水）

調達管理番号：26a00740

国 名：エクアドル国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

調 達 件 名：エクアドル国チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト（チーフアドバイザー）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：チーフアドバイザー
- （２） 格 付 ：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：エクアドル国チンボラソ県
- （５） 契約履行期間（予定）：2027 年 1 月上旬から 2029 年 2 月下旬
- （６） 渡航期間：2027 年 3 月中旬から 2029 年 2 月中旬予定
- （７） 業務量の目途：23 人月

2. 業務の背景

エクアドルにおける都市部の貧困率は 18.4%、農村部の貧困率は 42.2%（2023）と格差が大きい。農業は同国の主要産業であるが、農家の多くを占める小規模な家族農家は市場アクセスが限られ適切な販売先を確保できない、栽培技術が不十分である、農業生産増が収入向上に直結していない等の問題を抱え、十分な所得を得られていない。貧困削減、格差是正の観点からも家族農家の生計向上と生活の質改善が求められる。また、同国では農業生産に従事している女性のうち 86.3%が実質無給であり、その所得向上とジェンダー格差是正が重要な課題となっている。同国の中でも、シエラ（山岳）地域に位置するチンボラソ県（人口約 47 万人）は先住民族割合が約 38%を占め、貧困率や子どもの栄養不足蔓延率が全国でも高い。同国の農業・畜産セクター国家政策では、都市・農村間の格差是正、家族農

業の振興による農村の生活向上、女性や若者の参加と裨益等を重視し、その手段として市場志向型農業の振興に言及している。さらに、国家農村女性戦略（Estrategia Nacional Agropecuaria para Mujeres Rurales: ENAMR）では、農業生産手段へのアクセス、女性の役割の認知やジェンダー格差の縮小を目指している。

こうした状況を踏まえ、同国政府はチンボラソ県において「市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion: SHEP）アプローチ」を通じ、家族農家の能力向上のための農業普及の支援、家族農業の所得向上を目指し、地域間による格差是正に寄与する本事業を、我が国に対し要請した。なお、「案件概要表」は別紙１のとおり。

3. 期待される成果

Plan of Operation (PO) に基づき、派遣期間内に投入・活動が効果的に実施され、Project Design Matrix (PDM) に定められる成果及びプロジェクト目標が達成される。

4. 業務の内容

- ① プロジェクトチームの日本側代表として、他の専門家やカウンターパート、プロジェクトスタッフと協議、相談の上、プロジェクト運営全般に関する方針を示し、その実施を総括する。
- ② 合同調整委員会やその他各種会合において進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ③ 他の専門家及びカウンターパートと協力し、JICA が指定する様式で JICA 本部並びに JICA エクアドル事務所に滞りなく進捗報告を行う。
- ④ エクアドルの農業セクターの各種政策・事業計画等を把握する。その上で、各種政策・事業計画等に対する本プロジェクトの貢献可能性、状況について意見交換、情報発信することで、本プロジェクトが各種政策・事業計画等に位置づけられ、持続的な実施に必要な予算確保なども行われるよう働きかける。
- ⑤ 関係機関の組織体制や関係者を把握の上、本プロジェクトの実施体制の確立を後押しし、関係者と緊密な関係を構築して、本プロジェクトの効果的・効率的な実施を促進する。

- ⑥ SHEP アプローチを活用した農業普及サービス教材を作成する。
- ⑦ 関連の JICA 事業への協力や帰国研修員の支援、国際機関との連携を含めた域内連携を推進する。
- ⑧ プロジェクト活動の積極的な広報発信を推進する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目
1	本案件では、エクアドルにおける農業普及サービスの実施体制強化が目標になることから、目標達成に向けた多様なリソースの戦略的な活用並びに多様な関係機関との連携強化に係る具体的手法を提案すること。

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	チーフアドバイザーとしての各種業務
語学の種類	スペイン語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ¹	渡航開始より1か月以内	経済開発部（CC:エクアドル事務所）	スペイン語	電子データ	-
			日本語	電子データ	-
		C/P 機関	スペイン語	電子データ	-
3か月報告書	渡航開始より3か月	国際協力調達部（CC:経済開発部、エクアドル事	日本語	電子データ	-

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS: Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

	ごと ²	務所)			
業務進捗報告書	渡航開始より 6 か月ごと	国際協力調達部 (CC:経済開発部、エクアドル事務所)	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部 (CC:国際協力調達部、エクアドル事務所)	日本語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 3 月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本専門家は現在派遣中のチーフアドバイザー（2025 年 2 月～2027 年 2 月派遣中）の後任になります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第 1 グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト R/D
- ・チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 11月 11日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 11月 20日 まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 11月 26日 16時～17時30分

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

4	評価結果の通知	2026年 12月 1日 まで
---	---------	-----------------

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：エクアドル国チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：23a00650010100）の受注者（株式会社国際開発センター）及び同業務の業務従事者
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。

- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１） 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,601,000	1,834,000
	個人	1,248,000	1,481,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		110,300	109,100

③ 住居費：1,100 ドル／月

④ 航空賃（往復）：2,048,580 円／人

（2）便宜供与内容

- ア）空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ）住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ）車両借上げ：なし
- エ）通 訊 備 上：なし
- オ）執務スペースの提供：経済・生産開発省（農牧生産・農村開発副大臣官房）チンボラソ事務所内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ）公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（3）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４）臨時会計役の委嘱³

業務に必要な経費については、JICA エクアドル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方をいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

³ 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：エクアドル共和国（エクアドル）

案件名：（和名）チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト

（英名）Project to Strengthen Family Farming in the Rural Area of the Province of Chimborazo through the Improvement of Livelihoods

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エクアドルにおける都市部の貧困率は 18.4%、農村部の貧困率は 42.2%（2023）⁴と格差が大きい。農業は同国の主要産業であるが、農家の多くを占める小規模な家族農家は市場アクセスが限られ適切な販売先を確保できない、栽培技術が不十分である、農業生産増が収入向上に直結していない等の問題を抱え、十分な所得を得られていない。貧困削減、格差是正の観点からも家族農家の生計向上と生活の質改善が求められる。また、同国では農業生産に従事している女性のうち 86.3%が実質無給であり⁵、その所得向上とジェンダー格差是正が重要な課題となっている。同国の中でも、シエラ（山岳）地域に位置するチンボラソ県（人口約 47 万人）は先住民割合が約 38%を占め、貧困率や子どもの栄養不足蔓延率が全国でも高い。

同国の農業・畜産セクター国家政策（Política y Plan Nacional Agropecuario 2020-2030）では、都市・農村間の格差是正、家族農業の振興による農村の生活向上、女性や若者の参加と裨益等を重視し、その手段として市場志向型農業の振興に言及している。さらに、国家農村女性戦略（Estrategia Nacional Agropecuaria para Mujeres Rurales: ENAMR）では、農業生産手段へのアクセス、女性の役割の認知やジェンダー格差の縮小を目指している。

こうした状況を踏まえ、同国政府はチンボラソ県において「市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion: SHEP）アプローチ」を通じ、家族農家の能力向上のための農業普及の支援、家族農業の所得向上を目指し、地域間による格差是正に寄与する本事業を、我が国に対し要請した。

⁴ エクアドル国立統計・センサス研究所（Instituto Nacional de Estadística y Censos: INEC）全国雇用・失業・不完全雇用・貧困・不平等指標調査 2023年12月（Encuesta Nacional de Empleo, Desempleo y Subempleo, Indicadores de Pobreza y Desigualdad Diciembre, 2023）

⁵ Daza Esteban (2020) Estudio para una línea base para la implementación del Decenio de las NNUU de la Agricultura Familiar en Ecuador

(2) 当該国に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対エクアドル共和国 国別開発協力量針」(2020 年 4 月)では基本方針(大目標)として「持続的発展への貢献」を開発協力の中核として位置付けており、経済競争力の強化、農村地域を含む地域開発、環境・防災等の課題への対処を通じて、均衡のとれた自立的で持続可能な発展の促進に貢献することを目指している。また、開発協力の重点分野(中目標)の一つとして「格差是正・包摂的な社会の実現」を挙げており、本事業はこれら目標の達成に資するものである。

さらに、本事業は JICA 課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)「農業・農村開発(持続可能な食料システム)」における SHEP クラスタに位置づけられ、TICAD7 で表明した SHEP100 万人宣言に資する。本事業は農家の生計向上に取り組み、SDGs ゴール 1「貧困をなくそう」、2「飢餓をゼロに」、5「ジェンダー平等を実現しよう」、8「働きがいも経済成長も」に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

同国では IFAD や WFP 等が農家対象の事業を実施しており、生産性向上や、格差是正・包摂的な社会の実現に重点を置いている。マーケティングの視点が重要であることは本事業とも共通の認識である。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、同国チンボラソ県において、農家への SHEP アプローチの普及活動を行うことにより、農業普及サービスの実施体制の強化を図り、同県の家族農家の家計の改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：チンボラソ県

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：対象地域の最低でも 600 人の家族農家、およびプロジェクトで研修を受ける経済生産開発省(中央)とチンボラソ県経済生産開発省の農業技術者

最終受益者：チンボラソ県のプロジェクト対象地域の家族農家のメンバー合計約 2,400 人

(4) 総事業費(日本側) 3 億円

(5) 事業実施期間：2025 年 2 月～2029 年 2 月(計 48 カ月)

(6) 事業実施体制：経済生産開発省 家族農家局

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣：チーフアドバイザー／SHEP アプローチ、業務調整／研修、短期専門家(ジェンダー等)必要に応じて

② 研修員受け入れ：課題別研修「小規模農家向け市場志向型農業振興(行政官)」

への参加

③ 機材供与：特になし

2) エクアドル側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設（執務室、会議室等）、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

(1) 我が国の援助活動

・北部国境地帯復興のための地域開発戦略強化（国別研修）（1999 年～2023 年）

北部国境地域（エスメラルダス県、カルチ県、スクンビオス県）とインバブラ県の計 4 県の 10 市を対象に、県政府の包括的かつ持続可能な地域開発を促進する能力の強化を目的として実施されている。この中で SHEP 課題別研修に延べ 12 名が参加した。

(2) 他の開発協力機関等の援助活動

・国連食糧農業機関（FAO）

FAO のエクアドル国別プログラム・フレームワーク（Marco de Programación País: MPP）2022-2026 において、栄養改善のための健康的な食生活への移行、生産の持続的な革新と包括的な農村開発、農業食料システムにおける持続可能な生態系管理と気候変動への適応と緩和を優先分野としている。

・国際農業開発基金（IFAD）

「農村地域の持続的かつ適切な開発プロジェクト」（2020 年～2027 年）を実施中で、他国で既に実施されている革新的技術・手法の導入と実践及び農家組織の能力強化を通じて、貧しい農村の小規模農家、特に女性と若者の所得を改善し、対象地域の生産活動の環境持続可能性を向上させることを目標とする。対象地域は、貧困率を基準に選定されたグアヤス県、ロスリオス県、マナビ県、サンタエレナ県の計 33 市である。

・国連世界食糧計画（WFP）

インバブラ県とマナビ県を対象に、「家族農業に従事する農村女性とその家族の食料・栄養の安全を改善するためジェンダーギャップの削減を目指す、ジェンダー変革的アプローチに関する共同プログラム」（2021 年～2023 年）を実施した。

・スイス開発協力庁（SDC）

ボリビア、エクアドル、ペルーのアンデス地域を対象に「気候変動に強いアンデス地域プロジェクト」（2021 年～2024 年）を実施中であり、貧困と脆弱性を抱えるアンデスの農村住民の食料と水の安全保障の向上を目指し、その回復力と気候変動への適応能力に貢献することを目指している。エクアドルではアズアイ県、コトパクス県、ボリバル県、チンボラソ県の各県を対象にしている。

・米州農業協力機構（IICA）

エクアドル北部国境地域における家族農家の組合による包摂的な商業化（2019 年～2023 年）において、北部国境の 3 県（カルチ県、エスメラルダス県、スクンビオス県）の市場において、家族農業（AFC）のシールが貼られた製品の販売プロセスと社会的認知を強化し、家族農家組織に直接利益をもたらすことを目指している。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

カテゴリ分類（A, B, C から選んで記載）C

カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2）横断的事項：特になし。

3）ジェンダー分類： GI（S）ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由> 本事業の対象農家の多くは女性であり、ジェンダー配慮措置をプロジェクト活動に組み込み、女性の農業技術や情報へのアクセスと利用を促進し、農業生産の増加と収入向上を目指す。具体的には、研修への女性の参加を奨励すること、男女の作業分担や責任を考慮し農業の効率性と生産性を高めること、家庭における意思決定への女性の参加を促進すること、男性や地域社会のジェンダー意識を向上させること等、を行う。

（10）その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：市場志向の家族農業とジェンダーに配慮した農業普及サービスの促進を通じて、チンボラソ県の家族農業グループに属する生産者の家計の改善に貢献している。

指標及び目標値：

a. 家計が改善したと回答した対象家族農家が XX%以上となる。

（2）プロジェクト目標：チンボラソ県対象地域において対象家族農家の家計の改善に資する農業普及サービスの実施体制が強化される。

指標及び目標値：

a. チンボラソ県の対象家族農家グループを支援する農業普及員の 100%が、一連のサイクル終了後において SHEP アプローチに基づいた普及サービスを適用する。

b. 対象家族農家グループのうち約 75%が研修終了後、SHEP の手法（市場調査、作物カレンダー作成等）のうち少なくとも 1 つを実施する。

（3）成果

成果１：経済生産開発省とチンボラソ県経済生産開発省において、農業普及事業の中で SHEP アプローチを活用した普及サービスを実践する職員が育成される。

成果２：チンボラソ県経済生産開発省とプロジェクトの関係者により、営農実態を勘案して SHEP アプローチを活用した普及サービスの活動計画が立案される。

成果３：SHEP アプローチの一連の活動を通じて、対象家族農家が家計の改善のための技術・知識を習得する。

成果４：第一バッチの経験を元に SHEP を活用した農業普及サービスをチンボラソ県のその他の家族農家グループに展開し、本プロジェクトの優良事例と教訓をチンボラソ県内および国内に共有する。

(４) 主な活動

1-1. プロジェクトに関わる経済生産開発省の SHEP アプローチを活用した農業普及サービスを実践する技術チームの役割や責任を決定する。

1-2. プロジェクト活動実施のためのテクニカルワーキンググループを設置し、定期的に少なくとも月１回の会合を開く。

1-3. TOT の講師を務めるトレーナーの育成を行う。(SHEP の課題別研修に参加する研修員を講師として想定する)

1-4. プロジェクトに関わる農業普及員に対する SHEP 活動の TOT を実施する。

2-1. テクニカルワーキンググループにより合意された家族農家のコンセプトに基づく選定基準に沿って対象となる家族農家グループを選定する。

2-2. テクニカルワーキンググループが対象家族農家グループに係るジェンダー分析調査と基礎調査を行う。

2-3. テクニカルワーキンググループが 2-2 の調査結果を踏まえ、SHEP アプローチを活用した農業普及サービスの内容を改善する。(農村女性の参加と裨益を確保するための方策を含む)

2-4. プロジェクトに関わる経済生産開発省の農業普及員が、対象家族農家グループに対する SHEP アプローチを活用した農業普及サービスの活動計画を策定する。

3-1. 活動計画に基づいた SHEP アプローチを活用した農業普及サービス(農家への説明会、農家による市場調査、作物カレンダー作成等)を実施する。

3-2. 3-1 の活動を通じて特定された生計向上のための農業普及サービスの技術リストを作成する。

3-3. 3-2 の活動の実施を通じて必要と確認された技術の技術支援を農業普及員が提供する。

3-4. SHEP アプローチを活用した農業普及サービスの導入をモニタリングする。

4-1. 第２バッチ、第３バッチの対象市及び対象家族農家グループをチンボラソ県内で決定する

- 4-2. 第2バッチ、第3バッチにおいて、1-4 から 3-4 までの活動を繰り返す。
- 4-3. 本事業の優良事例と教訓について、経験共有のハイブリッド会合を開催しチンボラソ県内および国内に共有する。
- 4-4. 本事業の優良事例と教訓を体系化した広報教材を作り広める。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

同国の農業普及政策が変わらない。

カウンターパートの職員が経済生産開発省に適切に配置されている。

(2) 外部条件

〔プロジェクト目標達成のための外部条件〕

1. チンボラソ県の家族農業と SHEP アプローチを促進する経済生産開発省の優先順位が維持される。
2. 経済生産開発省、チンボラソ県経済生産開発省、プロジェクトに関係する技術者の体制に大きな変更がない。
3. 農産物の市場価値が極端に低下しない。

〔成果達成のための外部条件〕

1. 継続的な普及活動のための一定レベルの予算が確保されている。
2. 経済生産開発省、チンボラソ県経済生産開発省、プロジェクトに関係する技術者の体制に大きな変更がない。

〔活動から成果への外部条件〕

普及活動を継続するための予算が一定程度確保される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

他国の SHEP プロジェクトにおいて、SHEP アプローチの促進のためには、成功事例を示して農家間普及を行うことが有効であったという教訓が得られている。本事業でも成功事例を蓄積し、予算が限られていても可能な活動を優良事例として共有する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、チンボラソ県経済生産開発省による農家への SHEP アプローチの農業普及活動を行うことにより

家族農家の家計の改善が見込めることから、SDGs 達成に向けた目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標 8「働きがいも経済成長も」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
完了時評価

以上